

認証基準への適合性等の判断確認

質問認証機関(テュフズードジャパン株式会社)

担当者名及び連絡先メール( )

## 【質問】

|           |  |
|-----------|--|
| 照会の概要     | 付帯機能として「パルスオキシメータモジュール」の測定値を「加熱式加湿器」のディスプレイに表示できる機能について<br>複数一般的な名称ではなく「加熱式加湿器」の認証基準へ適合と判断する事が可能か。   |
| 該当する認証基準名 | 一般的な名称：加熱式加湿器<br>認証基準：加温加湿器等基準 (JIS T 7207:2019)<br>一般的な名称の定義：<br>吸気ラインに配置し、ライン内に加熱水蒸気を供給することによって、肺に流入するガスの湿度及び温度を上昇させる装置をいう。<br><br>一般的な名称：多項目モニタ<br>認証基準：非観血血圧モニタ及び多項目モニタ等基準 (JIS T 0601-1:2017)<br>一般的な名称の定義：<br>組み込み機能キット、モジュール、他の装置を利用していくつかのモニタリングパラメータを収集し、ベッドや患者別に表示するユニットをいう。ベッドサイドユニットは、セントラルモニタと接続することができるが、単独でも動作可能である。モニタリングパラメータには心電図 (ECG)、血圧、体温、心拍出量、呼吸ガス等がある。 |
| 製品の概略     | 装置の主たる機能は患者への供給ガスを加温及び加湿し送気する「加熱式加湿器」である。本装置は、本体と接続できるオキシメータアダプタを用い既認証の「パルスオキシメータモジュール」と有線で接続する。「パルスオキシメータモジュール」で取得したデータを「加熱式加湿器」のディスプレイに表示する。<br>但し、表示のみであり「加熱式加湿器」より「パルスオキシメータモジュール」の操作などは行えない。また、SpO <sub>2</sub> 低下によるアラームや警告の表示も行えない。<br>オキシメータアダプタを用い「パルスオキシメータモジュール」の測定値を表示することが可能な機器として、一般的な名称は異なるものの相談品と同様に呼  |

\* No.は、「No.09-A○xx」のように付与してください。

15:西暦下2ヶタ、A○:登録番号、xx:各機関で付与した追い番

|                  |   |
|------------------|---|
|                  | 吸器用機器である「持続的自動気道陽圧ユニット」の既承認品が存在する。<br>(別途資料を送付します)  |
| 適合性の判断が必要な箇所(論点) | 有線で接続し受信した「パルスオキシメータモジュール」の測定値を表示することが出来る「加熱式加湿器」は「多項目モニタ」などの一般的な名称の追加を要さず「加熱式加湿器」の認証基準に適合すると判断する事が可能か。   |
| 認証機関の判断素案        | 「多項目モニタ」などの一般的な名称の追加は要さず「加熱式加湿器」の認証基準に適合すると判断できる。   |
| 判断素案の根拠          | <p>本照会に先立ち下記照会を参考とした。</p> <p>15-AD02<br/>18-AD03</p> <p>「パルスオキシメータモジュール」の測定値を表示することは「多項目モニタ」の機能に該当すると考えられる。</p> <p>しかし、当該機能を「多項目モニタ」と複数一般的な名称を適用した場合は、前例の照会と同様に主たる機能ではないにもかかわらず添付文書、表示等に「多項目モニタ」と記載することが求められ使用者の誤解を招くものと考えられる。</p> <p>また、本相談品の主たる機能は「加熱式加湿器」であり「パルスオキシメータモジュール」の測定値表示は付帯的な機能に該当すると考える。本相談品と同様に、一般的な名称に差異があるが「持続的自動気道陽圧ユニット」は「パルスオキシメータモジュール」と接続しパルスオキシメータの測定値を表示する機能を持つものの「多項目モニタ」との複数一般的な名称ではないことから妥当と考える。</p> |

PMDA 記入欄

回答日 令和3年6月29日

回答担当者(医療機器調査・基準部 登録認証機関監督課)

【回答】

| 結論    | 認証基準に対する適合性 ( <input checked="" type="checkbox"/> 条件付き有 <input type="checkbox"/> 無 )   |
|-------|--|
| 判断の根拠 | 相談品は、有線接続する既認証の「パルスオキシメータモジュール」が測定した結果を表示する機能を有する「加熱式加湿器」である。相談品が、パルスオキシメータの測定値の表示機能及び「加熱式加湿器」としての臨床的位置づけを含めて、既存品と同等であることが確認できる場合、「加温加湿器等基準」に適合するものと判断して差し支えない |

|       |   |
|-------|---|
| その他メモ | <ul style="list-style-type: none"><li>・「パルスオキシメータモジュール」が測定した結果を表示する機能は、主たる機能であるため、付帯的な機能に該当すると判断するのは適切でないと考える。</li><li>・併用する「パルスオキシメータモジュール」を特定し、その接続及び表示機能に係る評価が必要である。</li><li>・併用する「パルスオキシメータモジュール」に対しては、本相談品を認証取得後に併用医療機器として追加するための、軽微変更届を提出させること。(平成 20 年 10 月 23 日付け薬食機発第 1023001 号 別紙 1 2.4))</li></ul> |
|-------|---|

ARCB限定利用